６　事業の実施について		
項番	質問	回答
50	いつ頃から事業を開始できますか？	事業の開始は、事業の交付決定通知日以降となります。 交付決定の事務手続き等が１か月ほどかかりますので、5月中旬頃から開始する事業が多いです。 交付決定通知日より前に経費を支出した場合には、助成の対象外となりますので御注意ください。 （スケジュール例） 4月中旬頃　　事業内容の協議・協定書締結 4月末～5月上旬　交付申請 5月中旬　　交付決定・事業開始
51	助成金を事業実施中に請求することは可能ですか？	可能です。 助成金は、原則として、事業終了後に提出していただく実績報告書に基づいて交付します。 ただし、必要経費の立替払いにより資金が不足することが予想される場合は、見積書等により支出金額を確認し、特に必要と認められる場合は、助成金交付予定額の一部を概算交付できます。相手方へ既に支払っているものは概算交付の対象外となりますので、資金不足等が予想される場合は必ず事前に御相談ください。
52	事業実施期間中の事業スケジュールの変更は可能ですか？	可能です。 ただし、事業計画の大幅な変更がある場合には、事業変更承認申請書を提出いただくことがありますので、必ず事前に御相談ください。
53	事業でマップを作成しました。こうした事業の成果物の帰属はどうなりますか？	原則、成果物は団体に帰属します。 担当課と共有する場合は、事業開始前に協定書に規定してください。 また、事業で作成した成果物等は、助成金を証明する資料として、実績報告時に御提出ください。
54	労力換算については、どのように記録しておけばよいですか？	事業の映像や写真等の記録、日時、人数、時間等を必ず記録し、市民へ客観的に説明できるようにしてください。実績報告時にも確認をさせていただきます。